

廃棄物の焼却規制

東京都では、平成13年4月1日より「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：環境確保条例）が施行され、廃棄物の焼却規制が厳しくなりました。生活環境保全のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却は、ダイオキシン類やばいじん等の発生の抑制が難しいことなどから、周辺環境等への支障を防ぐために禁止されています。

～ 環境確保条例第126条（裏面参照）～

焼却禁止の具体例

● 小規模の廃棄物焼却炉による焼却

小規模の廃棄物焼却炉 とは



火床面積^{※1} が 0.5m²未満 であって、
焼却能力が1時間当たり 50kg 未満 の廃棄物焼却炉
⇒ 一般家庭で用いられる焼却炉が該当します。

（右の図参照。）

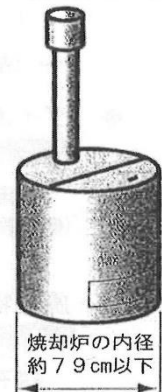
※1 火床面積：廃棄物が燃える、焼却炉の床の面積

焼却禁止の例外（環境確保条例施行規則第62条第1項関係）

排気ガス中のダイオキシン類等が別表1（裏面参照）の量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として区長がみとめるものなどが該当します。

この規模以上の焼却炉は法律等により届出、測定などが義務づけられます。（裏面参照）

禁止している
焼却炉の一例



● 野外焼却

野外焼却とは、焼却炉を用いない焼却で、以下のようなものをいいます。

- ・ 空き地、庭先等での廃棄物の焼却
- ・ ドラム缶、一斗缶等での焼却 など

焼却禁止の例外（環境確保条例施行規則第62条第2項関係）

- ・ 伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為（火祭り、どんと焼き等）
- ・ 学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為（キャンプファイヤ等）
- ・ 知事が特にやむを得ないと認める焼却行為（災害時の応急対策、農作物等の病虫害防除、落ち葉等の一過性の軽微なたき火等）
- ◆ これらの場合でも、周辺の生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）でも野外焼却は禁止されています。

● 環境確保条例 第126条

何人も、廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²未満であって、焼却能力が1時間当たり50kg未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでない。

● 別表1 小規模の廃棄物焼却炉に係るダイオキシン量及びばいじん量

区 分	ダイオキシン類の量 (単位 ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん量 (単位 g/ m ³ N)	(用語解説) ・ng(ナノグラム) 10億分の1グラムを表す単位 ・TEQ ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い異性体の毒性に換算した値であることを示す。 ・m ³ N(立方メートルノルマル) 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積
平成13年3月31日までに設置されたもの	10 (H14.11.30までは80)	0.25	
平成13年3月31日以降に設置されたもの	5	0.15	

● 参 考 小規模以上の焼却炉に対する規制

(法律による廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類の規制)

～ 法律では、厳しい維持管理基準等を求めています。～

◆ ダイオキシン類対策特別措置法

対象規模	主な規制項目
火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/時以上のもの (焼却施設に複数台の焼却炉が設置している場合は、その規模の合計)	・排ガス、排出水中のダイオキシン類の排出基準 ・設置者によるダイオキシン類の測定業務 (法第28条)

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

対象規模	主な規制項目
火床面積が2m ² 以上、又は焼却能力が200kg/時以上のもの (産業廃棄物焼却施設には、この他にも規模要件が定められている。)	・焼却施設に係る構造基準、維持管理基準 (ダイオキシン類の濃度基準、測定業務が含まれている。)

※ この他、条例や大気汚染防止法では、ばいじんの基準や測定義務が設けられています。

お問合せ先

- ◇ 大田区 資源環境部 環境政策課 環境政策担当
TEL 03-5744-1369 (直通)
FAX 03-5744-1532
- ◇ 東京都 環境局 環境改善部 大気保全課
TEL 03-5388-3492 (直通)
FAX 03-5388-1376